

【概要版】資源物とごみの分け方・出し方

◎主に集積所回収の内容になります。◎事業所のごみは出せません。
◎年末年始を除き、収集日が祝日でも通常どりの収集を行います。


1～10 資源物 1～8月2回収集, 9月4回収集(5回目の収集はありません), 10 拠点回収

資源物A: □回目と□回目の□曜日 資源物B: □回目と□回目の□曜日 プラ: 1回目から4回目の□曜日

紙類

1 新聞紙


●新聞紙のみ



※広告紙は「資源物A(3)その他の紙類」で出してください。

2 ダンボール


●ダンボールのみ(断面が波状のもの)



※1m×1m以内にたたんでください。

3 その他の紙類


●雑誌、書籍、広告紙、紙袋、ボール紙、ノート、パンフレットなど



※小さな紙類は、散乱しないように雑誌などにはさんでください。

4 紙パック

●牛乳やジュースなどの飲料の紙パック(内側が白く、アルミが貼られていないもの)



※中を軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください。
※プラスチック製の注ぎ口は取り除いてください。
※雨の日には出さないでください。

このマークが分別の目印!

このマークが分別の目印!
洗って出してリサイクル

出し方 ○上記1～4の種類別に、ひもで十文字にしぼって出してください。※ガムテープなどは不可
○箱や袋に入れないでください。
○集積所や収集車の荷台で広がってしまうと飛散するおそれがあるため、1枚でもしぼってください。
○再生紙の品質低下につながりますので、異物(粘着テープ、伝票など)は取り除いてください。


◆紙類として収集できないもの→11 燃えるごみへ
油や食品などで汚れた紙、強いにおいの付いた紙(洗剤や線香の箱など)、防水加工してある紙(カップ麺、アイスなどの紙製容器・ふた)、ティッシュペーパー、衛生用品(オムツなど)、写真、レシート、シュレッダーごみなど

資源物A

5 布類

●布地で木綿、絹、麻、ウール(毛布、セーター、じゅうたん、カーペットを除く。)などが素材のもの、ポリエステルなどが混紡されているもの

(例) ワイシャツ、ブラウス、スーツ、ジーンズ、着物、シーツ、タオルなど



出し方 ○ファスナーやボタンは取らずに、1枚でもたたんでひもで十文字にしぼって出してください。
○箱や袋に入れないでください。
○雨の日には出さないでください。


◆布類として収集できないもの→11 燃えるごみへ
綿や羽毛が入っているもの(布団、クッション、ダウンなど)、収集対象外のウール・毛糸・起毛素材のもの(毛布、セーター、じゅうたん、カーペット、冬用のシーツなど)、汚れや破れがひどいもの、その他(皮革製品、ビニール製品、靴下、ネクタイ、カーテンなど)

6 びん・缶類

●飲料食品が入っていたびんや缶

※びんは一びんの大きさまで、缶は一斗缶より小さいもの

(例) ジュース缶、ビールびん、菓子缶、缶詰の缶、ペットフードの缶など



出し方 ○びん・缶類は一緒に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください(市指定の収集袋は不可)。中を軽くすすぎ、缶はつぶさずに出してください。
○ふたは取り外し、材質により分別してください。
プラスチック製のふた→9 プラスチック製容器包装へ
ワインのコルク栓→11 燃えるごみへ
金属製のふた→12 燃えないごみへ
ただし、ジュース缶やビール缶のタブは外す必要はありません。
○ラベルを外す必要はありません。

◆びん・缶類として収集できないもの
・スプレー缶、カセットボンベ→必ず使い切り、有害ごみ(15 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター)へ
・飲料食品以外のものが入っていたびん・缶(化粧品、マニキュア、エンジンオイル缶など)、飲み薬(錠剤)の入っていたびん、油汚れが落ちないびん・缶(オリーブオイルのびんなど)、収集可能な大きさを越えるびん・缶、割れたびん・錆びた缶など→12 燃えないごみへ


資源物B

7 ペットボトル

●ペットボトルの識別マークがある飲料や調味料が入っていたもの

(例) 飲料、酒類、醤油など 透明のもの

※キャップとラベルを外して、中を軽くすすぎ、つぶしてください。(縦につぶさないでください。)




このマークが分別の目印!

◆ペットボトルとして収集できないもの
・キャップとラベル、プラマーク(3)がついているペットボトル(食用油の容器、ドレッシング容器、ソース容器など)
→9 プラスチック製容器包装へ
・(4)や(5)以外のマークがついているペットボトル、色付きペットボトル→11 燃えるごみへ

8 白色トレイ

●肉や魚、惣菜などに使われる色や模様のない白く平らな食品トレイ

※白色トレイは簡単に爪楊枝がささりやすいため、軽くすすぎ、乾かしてください。




◆白色トレイとして収集できないもの
少しでも色や模様がついている食品トレイ、両面白色だが「トレイ」に該当しないもの(カップ焼きそばの容器、発泡スチロール、納豆の容器など)、透明な容器
→9 プラスチック製容器包装へ

9 プラスチック製容器包装

●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装

(例) 弁当などの容器、生鮮食品などの色トレイ、発泡スチロール、菓子類の袋、シャンプー・洗剤などの詰め替えパック

※1～2週間おいても腐敗などによるにおいが出ない程度を目安に、中の汚れを取ってください。
※プラスチック製容器包装に貼られているラベルシールがはがしにくい場合は、そのままでも結構です。(食品の包装用ラップに貼られているラベルなど)



このマークが分別の目印!

◆プラスチック製容器包装として収集できないもの→11 燃えるごみへ
プラマークがないプラスチック製品(パケツ、植木鉢、食品保存容器、衣装ケース、ハンガーなど)
プラマークはあるが、汚れが落ちにくいもの(レトルト食品の袋、マヨネーズの容器など)
プラマークはあるが、中身が有害なもの(トイレ用洗剤、除湿剤・除草剤の容器など)

出し方 ○上記7,8の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

資源物 拠点回収

10 小型家電

●回収対象(14品目) ※対象品目以外のは入れないでください。

携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電子辞書、電子手帳、外付けハードディスクドライブ、携帯音楽プレーヤー(CD、MD含む)、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型カーナビ、ICレコーダー、電気コード、ACアダプター

出し方 ○市役所本庁舎、出張所(赤塚、常澄)、一部の市民センター等に設置している回収ボックスに入れてください。

◆個人情報必ず消去してください。
◆電池類は外してください。
◆一度回収ボックスに入れたものは、原則として返却できません。

※市では収集できないもの

- 家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- パソコン・ディスプレイ
- 消火器
- 農業用使用済みプラスチック
- 市清掃工場では処理できないごみ(石、建築資材、充電式電池など)
- オートバイ・原付バイク
- 一時多量ごみ(引越し、大掃除など)
- 事業所から出る全てのごみ

◆処分方法の詳細については、保存版「資源物とごみの分け方・出し方」または市ホームページをご確認ください。

11 燃えるごみ 週2回収集 毎週□・□曜日

袋に入らない大きさのもの

【1m×50cm×50cm以内のもの】

1つにつき1枚、黄色の燃えるごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにゴミを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券(10枚1組) 300円

(例) せん定枝
・1本の太さは5cmまで。
・1m以内の長さに切り、片手で持てるくらい(直径30cm程度)にひもで束ねてください。
・1束につきごみ処理券1枚を貼ってください。
・1回に出せるのは10束まで。(5束を超える場合は、清掃事務所に事前連絡が必要です。)

(例) 布団類
・1m×1m以内にたたんでひもでしばり、ごみ処理券を貼ってください。

【1m×50cm×50cmよりも大きいもの】
下記「16 粗大ごみ」を参照してください。

12 燃えないごみ 月2回収集 □回目と□回目の□曜日

袋に入らない大きさのもの

【1m×50cm×50cm以内のもの】

1つにつき1枚、水色の燃えないごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにゴミを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券(10枚1組) 300円

(例) ストープ
※灯油は抜く
※電池は外す

(例) 傘
ビニールや布部分は、11 燃えるごみへ。
棒状のもの(1mまで)は、ひもで束ね、ごみ処理券を貼ってください。

【1m×50cm×50cmよりも大きいもの】
下記「16 粗大ごみ」を参照してください。

13～15 有害ごみ 月2回収集 □回目と□回目の□曜日

13 乾電池

●乾電池のみ(ボタン電池を含む)

※各出張所・市民センターに設置している回収箱に出すことができます。

◆乾電池として収集できないもの
・充電式電池(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など)、鉛蓄電池→市で収集ができません。販売店にご相談ください。

14 蛍光灯, 水銀体温計

●蛍光灯(電球型・直管型・環型・コンパクト型など)
●水銀体温計 ●水銀血圧計

※蛍光灯の見分け方
型番が「E F」または「F」で始まるものが有害ごみ

◆蛍光灯として収集できないもの
・白熱電球、グローランプ、LED蛍光灯、LED電球(型番が「E F」「F」以外で始まるもの)→12 燃えないごみへ

15 スプレー缶, カセットボンベ, ガスライター

●スプレー缶
●カセットボンベ
●ガスライター

※スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってください。穴開けは不要です。
※使い切りライターは、ガス抜きをしてから出してください。

出し方 ○上記13～15の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

16 粗大ごみ (1) 戸別収集を依頼 または (2) 市清掃工場へ持込み

●以下の基準を満たす家庭ごみ(集積所収集できないもので、市清掃工場では処理可能なものに限ります。)

大きさ: 集積所で収集できる大きさ(1m×50cm×50cm)を超える
大きさで、1辺の長さの最長が3m以内、3辺(長さ・幅・高さ)の合計の長さが5m以内
重さ: 50kgまで

出し方 ○下記(1)または(2)のいずれかの方法で処分してください。

(1) 戸別収集を依頼 (事前申込制)
【戸別収集は、一世帯あたり月に1回、5個を限度】
・コールセンター(☎029-350-8101)に電話し、申込みをする。
受付時間: 月～金曜日(8:30～12:00, 13:00～17:00)
休日: 土日、年末年始
・粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。
・処理券に受付番号・氏名を記入し、粗大ごみの見やすいところに貼り付ける。
・コールセンターがお伝えした日の午前8時までに、玄関先など敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合は、1階の共有玄関前など)に粗大ごみを出す。

(2) 市清掃工場へ持込み (左記「ごみの持ち込み」参照)

◆粗大ごみとして収集できないもの
・集積所で収集できるもの → 品目ごとに分別し、集積所に出してください。
・市清掃工場では処理できないもの → 保存版「資源物とごみの分け方・出し方」や市ホームページを参照の上、適切に処分してください。
・排出場所(敷地内の道路に面した場所)まで運び出せないもの → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

粗大ごみ処理券(シート式: 500円/枚)
※3辺の合計の長さが3m未満→1枚必要
3m以上5m以内→2枚必要

粗大ごみ処理券取扱店一覧

問合せ先 資源物の分別について→ごみ減量課 ☎(029)232-9114
収集、集積所について→清掃事務所 ☎(029)297-5821

ごみに関するお問合せは、ナビダイヤル(0570-039-530)も便利です。

町名別収集日一覧表

資源物やごみを出す時間は、全地区において収集日当日の**午前8時まで**です。

資源物A：紙類、布類、びん・缶類
 プラ：プラスチック製容器包装

資源物B：ペットボトル、白色トレイ
 有害ごみ：乾電池、蛍光管・水銀体温計、スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター

分別地区	町名	収集日				
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ
あ	青柳町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	赤尾関町	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	赤塚1~2丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	秋成町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	坏大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	曙町	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	朝日町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	愛宕町(北側の一部)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	愛宕町(北側の一部以外)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	木葉下町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
い	有賀町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	飯島町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	飯富町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	石川1丁目(堀原小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	石川1丁目(石川小学校区)	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	石川2~4丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	石川町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	泉町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	岩根町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	牛伏町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
う	内原1~2丁目	月・木	1・3金	1・3水	2・4水	1~4水
	内原町	月・木	1・3金	1・3水	2・4水	1~4水
	大串町(下大野小学校区)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	大串町(大串団地)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大串町(稲荷第一小学校区大串団地以外)	月・木	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大足町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	大塚町(常磐線北側)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	大塚町(常磐線南側)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	大塚町(沼沼台団地、島)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大塚町(沼沼台団地、島以外)	月・木	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
お	大町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	大町3丁目(三の丸小学校区)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	大町3丁目(五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	小原町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	加倉井町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	笠原町(寿小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	笠原町(笠原小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	金谷町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	金町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	上河内町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
か	上国井町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	上水戸1~4丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	萱場町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	川又町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	瓦谷	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	河和田1~3丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	河和田町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	北見町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	栗崎町(国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	栗崎町(国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
け	黒磯町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	けやき台1~3丁目	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	小泉町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	鯉淵町(鯉淵小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	鯉淵町(内原小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	小林町(鯉淵小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	小林町(内原小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	小吹町	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	粕屋町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	五軒町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
さ	五平町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	栄町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	酒門町(浜田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	酒門町(酒門・吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	柵町1~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	桜川1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	三の丸1~3丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	塩崎町(国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	塩崎町(国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	洗井町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
し	島田町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	下入野町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	下大野町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	下国井町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火

分別地区	町名	収集日					
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ	
ふ	下野町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅1丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅2丁目(浜田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	白梅2丁目(千波小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅3~4丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	新荘1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	新原1~2丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	自由が丘(1~6番)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	自由が丘(7,8番)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木	
	城東1~5丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
ほ	城南1丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	城南2~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	水府町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	末広町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	末広町3丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	末広町3丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	杉崎町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
	住吉町(吉田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	住吉町(吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月	
	千波町(千波小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
せ	千波町(緑岡小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月	
	高田町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木	
	田島町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
	田野町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	た	田谷町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	大工町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	大工町3丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	大工町3丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	ちとせ1丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	ちとせ2丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
ち	ちとせ2丁目(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	中央1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	つ	筑地町	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	て	天王町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	と	東野町(寿小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
		東野町(笠原・吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
		東前1~3丁目	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部の国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部の国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部以外)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
常磐町1~2丁目		月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
中大野		火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
中河内町		月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
中原町		月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
な	中丸町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
	成沢町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	西大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	に	西原1~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	ね	根本1~4丁目(三の丸小学校区)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
		根本1~4丁目(五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
		袴塚1~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
		八幡町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
		浜田1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
		は	浜田町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水
梅香1丁目(三の丸小学校区)		月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
梅香1丁目(五軒小学校区)		月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
梅香2丁目		月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
東赤塚		月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
ひ	東大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東桜川	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東台1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東原1丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	東原1丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	東原2~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	姫子1~2丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木	
	開江町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
	平須町	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月	
	平戸町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水	
ふ	備前町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	藤井町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	藤が原1~3丁目	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	藤柄町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	双葉台1~5丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	

分別地区	町名	収集日						
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ		
ぶ	文京1丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水		
	文京1丁目(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火		
	文京2丁目	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火		
	ほ	堀町(石川小学校区)	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
		堀町(堀原小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
		堀町(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
		本町1~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
		ま	全隈町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
			松が丘1丁目(1~6番)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
			松が丘1丁目(7番)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
松が丘2丁目			月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
松本町			月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
み			見川1~5丁目	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	見川町		火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月	
	緑町1丁目		月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	緑町2丁目(新荘小学校区)		月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	緑町2丁目(常磐小学校区)		月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	緑町3丁目(常磐線北側)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水		
	緑町3丁目(常磐線南側)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木		
	南町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火		
	南町3丁目(三の丸(5,6番)・五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金		
	南町3丁目(三の丸小学校区(5,6番)以外)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火		
も	三野輪町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火		
	宮内町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水		
	宮町1丁目(常磐線北側)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火		
	宮町1丁目(常磐線南側)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水		
	宮町2~3丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火		
	三湯町(常磐線北側)	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火		
	三湯町(常磐線南側)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水		
	見和1~3丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木		
	元石川町	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月		
	元台町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水		
も	元山町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金		
	元吉田町(浜田(2530~2539-41)・千波・吉田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水		
	元吉田町(浜田(2530~2539-41)・千波・吉田小学校区以外)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水		
	元吉田町(吉沢・酒門小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月		
	森戸町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水		
	や	谷田町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
		谷津町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
		柳河町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
		柳町1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
		ゆ	百合が丘町	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水